

伊勢原市家族介護者交流事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、在宅で要支援又は要介護状態にある高齢者（以下「要援護高齢者等」という。）の介護をしている者を対象に介護負担の軽減及び介護者のリフレッシュのために、宿泊等の事業（以下「交流事業」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 交流事業の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 在宅で要援護高齢者等を介護している者（以下「家族介護者」という。）
- (2) その他家族介護者の支援のために、市長が特に必要と認める者

(交流事業の実施)

第3条 交流事業は、宿泊又は日帰りで行うものとし、介護者相互の交流及び専門スタッフによる相談並びに福祉施設の見学などを主たる内容とする。

(参加者の費用負担)

第4条 交流事業実施に当たっては、広報等で周知を図り参加者の募集を行うものとし、事業参加者には、一定の実費負担を求めるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。